

境港港湾施設自動販売機設置事業者募集公告

境港港湾施設における自動販売機設置事業者の募集を行うので、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

境港管理組合港湾管理委員会事務局長 佐々木 俊二

1 概要

(1) 事業内容

境港港湾施設における自動販売機の設置運営

(2) 設置施設

森山緑地（松江市美保関町森山）

(3) 設置期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、いずれも境港港湾施設条例（昭和45年条例第3号。以下「条例」という。）第13条の規定による港湾施設用地の使用許可を受けることを条件とする。

2 応募条件

本件の応募ができる者は、次に掲げる（1）から（7）までのすべての要件を満たす者であること。

- (1) 島根県内に本店、支店又は営業所を有していること（個人経営の場合は、島根県内に居住していること）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人等（個人経営主を含む。以下同じ。）の役員に、破産者、法律行為を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う団体でないこと。
- (5) 事業の運営に関して必要な許可又は認可等を得ているか、得る見込みがあること。
- (6) 令和6年3月1日までの過去1年間に食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。
- (7) 企画書提出時現在において、島根県税、法人税（個人事業者の場合申告所得税）、消費税及び地方消費税、使用料（条例第16条に規定する使用料及び境港の港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例（平成12年条例第3号）第2条に規定する占用料をいう。）の

滞納がないこと。

3 申込書類の提出

(1) 提出期間及び時間

令和6年3月1日(金)から同月15日(金)までの日(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類及び部数

- ア 企画書(別紙様式第1号) 2部
- イ 誓約書(別紙様式第2号) 2部
- ウ 納税証明書(法人税、個人事業税、消費税、県税等) 1部
- エ 企画書内容説明のための資料(会社概要、設置する設備のパンフレット) 2部

(3) 提出場所

〒684-0004 境港市大正町215 境港管理組合 総務課港営係

(4) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。郵送等する場合、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による親書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する特定親書便事業者の提供する同条第2項に規定する親書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(3)の場所に送付すること。

(5) 募集要項及び提出書類様式の交付

令和6年3月1日(金)から同月15日(金)までの間に境港管理組合のホームページ([https:// sakai-port.com](https://sakai-port.com))から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和6年3月1日(金)から同月15日(金)までの日(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(3)に同じ

(6) 提出上の留意点

- ア 提出期限後に提出された書類は受理しない。
- イ 質問がある場合は、令和6年3月12日(火)午後5時まで受け付けるので、エの問合せ先に、ファックス又はメールにより提出すること。質問に対する回答は、令和6年3月14日(木)午後5時までに境港管理組合ホームページに掲載する。
- ウ 「募集要項」及び「境港港湾施設における自動販売機設置取扱要領」の内容を十分に承知したうえで応募すること。
- エ 問合せ先
境港管理組合総務課(担当 黒崎)

電話 0859-42-3706 ファックス 0859-42-3735
メール sakai-port@pref.tottori.lg.jp

4 提出書類の確認・審査

提出された応募書類により、要件に適合しているか否かを確認・審査する。要件に適合していないと認められるときは、理由を付して要件非該当通知を行う。

5 事業者の選定方法

募集要項別紙「境港港湾施設における自動販売機設置事業者募集に係る条件等」に定める要件に適合している者の中から、境港管理組合に納付する取扱手数料率（売上高に対する比率）を、最も高く提示した者を設置事業者として決定する。提示した取扱手数料率が同率の場合、追って通知する日に抽選により決定する。

6 選定結果の公表

選定結果については、境港管理組合ホームページ等で公表する。

7 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、本公募のみに使用するものであり他の目的に使用しない。
- (3) 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。ただし、書類の審査・確認のため、境港管理組合が追加の書類等を要求し、提出する場合は除く。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。